【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年１月16日
【会社名】	株式会社カラダノート
【英訳名】	KARADANOTE，INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　佐藤　竜也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦三丁目８番10号
【電話番号】	03-4431-3770
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 兼 コーポレート本部長　髙埜　伸一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦三丁目８番10号
【電話番号】	03-4431-3770
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 兼 コーポレート本部長　髙埜　伸一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、2026年１月16日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員または従業員に対して発行する新株予約権の募集要項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）銘柄

株式会社カラダノート　第４回新株予約権

（２）新株予約権の内容

①発行数

700個（新株予約権１個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式70,000株とし、下記④により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

②発行価格

本新株予約権１個あたりの発行価格は、580円とする。なお、当該金額は、本発行要項および新株予約権者との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を参考に決定したものである。

③発行価額の総額

406,000円

④新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

⑤新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行決議日の前日の終値である金 459 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、 次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の}1\text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

⑥新株予約権の行使期間
本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年11月１日から2029年10月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

⑦新株予約権の行使の条件
a．本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年７月期から2028年７月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益の額が３億円を超過した場合にのみ、これ以降、上記⑥に定める行使期間内において本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の額の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様）および連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書）における営業利益の額に、本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合においては、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
b．新株予約権者は、上記a．の条件の達成時および権利行使時において、当社または当社関連会社の取締役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
c．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
d．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
e．本新株予約権１個未満の行使を行うことはできないものとする。
f．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する本新株予約権の割当契約書に定めるところによる。

⑧新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
a．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
b．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記a．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（３）新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による本新株予約権の取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（４）新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数および数
当社取締役、執行役員または従業員　　15名　700個（70,000株）
なお、上記の人数および個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引き受けの申込状況等により割当を受ける人数および個数は減少することがある。

（５）勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第２条第３項各号に規定す

る会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
当該事項はありません。

（６）勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以　上